破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第１９８８号
名古屋市中区丸の内１丁目２番４号　グランツ丸の内401号
債務者　鈴木　麻友
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２０９１号
愛知県弥富市鯏浦町気開117番地３
債務者　小野麻里香
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２１２７号
名古屋市千種区千種２丁目20番12号　マリオン吹上ビル602号、従前の住所福島県耶麻郡西会津町宝坂大字屋敷字熊沢1611番地
債務者　藤原　　錬
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４０３６号
大阪府豊中市旭丘１番１―102号、前住所大阪府豊中市新千里西町３丁目１番Ｃ24―205号
債務者　加藤　幸子
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５０９８号
大阪府東大阪市島之内２丁目14番20号　グランディオーゾ辰巳　402号
債務者　ｖｉｖｉｄこと　石井はるみ
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５２２８号
大阪市平野区加美東４丁目20番20―510号
債務者　崎山　彰子（旧姓千綿）
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５２８６号
大阪府豊中市緑丘１丁目27番６―204号
債務者　高橋　泰雄
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５４２１号
大阪府寝屋川市田井町11番１―805号
債務者　松廣さゆり
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５７２８号
大阪市平野区長吉六反５丁目５番７―407号
債務者　内　　慎一
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５８１５号
大阪府茨木市舟木町７番10―903号　田口育男方、前住所大阪府枚方市高野道２丁目20番７―606号
債務者　山下　政男
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第６１号
大阪府豊中市原田中１丁目６番１号
債務者　鈴木　哲人
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第８７号
鹿児島県鹿屋市川西町2436番地21
債務者　吉留　　唯
1　決定年月日時　平成30年１月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２９年（フ）第７８３号
仙台市泉区南中山４丁目13番地の２、従前の住所宮城県黒川郡富谷町成田６丁目７番地18
債務者　芳賀さと子（旧姓河野）
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第９２８号
仙台市青葉区中江２丁目20番５号　シャンブル中江210
債務者　小林　郁恵
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第２５５号
秋田市高陽青柳町３番40号　タウニイ高陽105号
債務者　石川　裕子
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２６７号
秋田市外旭川八柳３丁目３番23号　コーポ光葉７号
債務者　佐藤ミナ子
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで　秋田地方裁判所民事第２部